香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第10号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則 香川県サンポート高松交流拠点施設規則(平成15年香川県規則第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる担定を同志の改正後の欄に掲げる担定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
(利用時間) 第29条 観光情報センターを利用することができる時間は、午前 <u>9時</u> から午 後6時までとする。 2 略	(利用時間) 第29条 観光情報センターを利用することができる時間は、午前 <u>10時</u> から午 後6時までとする。 2 略
(利用することができない日) 第30条 観光情報センターを利用することができない日は、 <u>12月29日から翌</u> <u>年の1月3日までの日</u> とする。 2 略	(利用することができない日) 第30条 観光情報センターを利用することができない日は、 <u>次のとおり</u> とする。 (1) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 略

この規則は、令和5年4月1日から施行する。